

令和6年度

第4回

上越市地域公共交通活性化協議会

議案書

(書面協議)

日 時

令和6年10月23日(水)から  
令和6年10月30日(水)まで



## タクシーの営業区域外旅客運送の期間更新について

### 1 要旨

頸城区と三和区における旅客運送を確保するため、有限会社浦川原タクシーにおいて、「営業区域外旅客運送の禁止規定の例外（道路運送法第20条第2号）」を適用し、令和5年12月より開始した一般乗用旅客自動車運送事業について、当該事業者より期間延長をしたい旨の申し出があったため、その可否について協議するもの。

### 2 営業区域外旅客運送の制度（概要）

一般旅客自動車運送事業者は、営業区域外旅客運送（発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送）をしてはならないとされている。ただし、法定協議会等において協議が調うなど、道路運送法第20条第2号などに該当する場合は、営業区域外旅客運送が可能となる。

### 3 営業区域外旅客運送の内容（案）

#### (1) 営業区域外旅客運送の必要性

頸城区・三和区においては、保倉地区（診療所など）を発着地とする配車依頼が多いが、営業区域としている市内タクシー事業者5社（有浦川原タクシー以外）の営業所からは距離があり、依頼があっても配車に多くの時間を要することから、利用者の依頼に対してより短時間で配車できるよう、有浦川原タクシーによる運送が必要な状況にある。

#### (2) 営業区域外旅客運送の対象となる地域

##### ① 頸城区

「過疎地域」には該当しないが、区内を運行する路線バスや、頸城区と保倉地区との間を運行する路線バス（増田線）は、朝夕の通学時間帯の運行が中心であるため、日中の運行が少ない。

##### ② 三和区

「過疎地域」に該当する。

※【参考】概略図 …… 資料1（資料P1）のとおり

次ページへ

(3) 営業区域外旅客運送を行う事業者

有限会社浦川原タクシー

【概要（令和6年10月1日現在）】

- ・所在地：上越市浦川原区日向89番地
- ・営業区域：旧東頸城郡浦川原村、安塚町、大島村、牧村、松代町、松之山町
- ・運転者数：5名
- ・車両数：8両（特大車 2両、普通車 5両、軽福祉車両 1両）
- ・事業内容：一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業、軽車両等運送事業（福祉限定）、その他

(4) 営業区域外旅客運送を更新する期間

令和6年12月1日（日）（予定）から1年間

※期間満了後、営業状況を踏まえて更新を予定

4 利用実績

月	回数（回）		
	頸城区	三和区	計
令和5年12月	5	10	15
令和6年 1月	5	26	31
2月	8	26	34
3月	4	14	18
4月	10	23	33
5月	13	26	39
6月	18	37	55
7月	11	33	44
8月	13	43	56
9月	12	22	34
合計	99	260	359

※回数の集計は各利用の乗車場所における区を準拠。乗車場所が双方の区でない場合は、降車場所の区でカウント。

## 【参考】根拠法令抜粋

### 道路運送法第二十条（禁止行為）

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ① 災害の場合その他緊急を要するとき。
- ② 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

### 道路運送法施行規則第十八条の二（法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合）

法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合
- ② 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

### 同第十八条の三（法第二十条第二号の関係者）

法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議等の構成員とする。